

別紙 2

「生産森林組合模範定款例」(昭和53年7月26日付け53林野組第157号農林水産事務次官依命通知) 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">生産森林組合模範定款例</p> <p>(加入金)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>「備考」</p> <p style="padding-left: 2em;">加入金を徴収しない組合にあつては、本条及び第22条第1項第<u>1</u>号を削ること。</p> <p>(総会の招集手続)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>②・③ (略)</p> <p>「備考」</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 総会参考書類に記載すべき事項(森林組合法施行規則第78条、<u>第79条第2項、第80条から第88条まで及び第88条の5</u>に定める事項のほか、定款の変更に関する議案を提出する場合には、その変更の理由及び内容)また、第3項を次のように改める。</p> <p>③ (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(注)</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 総会参考書類に記載すべき事項(森林組合法施行規則第78条、<u>第79条</u></p>	<p style="text-align: center;">生産森林組合模範定款例</p> <p>(新設)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>「備考」</p> <p style="padding-left: 2em;">加入金を徴収しない組合にあつては、本条及び第22条第1項第<u>2</u>号を削ること。</p> <p>(総会の招集手続)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>②・③ (略)</p> <p>「備考」</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 総会参考書類に記載すべき事項(森林組合法施行規則第78条等)に定める事項のほか、定款の変更に関する議案を提出する場合には、その変更の理由及び内容)また、第3項を次のように改める。</p> <p>③ (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(注)</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 総会参考書類に記載すべき事項(森林組合法施行規則第78条等)に定め</p>

改 正 後	現 行
<p><u>第2項、第80条から第88条まで及び第88条の5に定める事項のほか、定款の変更に関する議案を提出する場合には、その変更の理由及び内容)</u> また、第3項を次のように改める。</p> <p>③ (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(注)</p> <p>(略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 <u>総会参考書類に記載すべき事項 (森林組合法施行規則第78条、第79条第2項、第80条から第88条まで及び第88条の5に定める事項のほか、定款の変更に関する議案を提出する場合には、その変更の理由及び内容)</u> また、第3項を次のように改める。</p> <p>③ (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(注)</p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 書面又は電磁的方法をもって議決権を行うことができる旨を定款に規定する場合で、総会の招集に際し、電子提供措置をとる場合は、第1項第3号を次のように改める。</u></p> <p><u>3 総会参考書類に記載すべき事項 (森林組合法施行規則第78条、第79条第2項、第80条から第88条まで及び第88条の5に定める事項のほか、定款の変更に関する議案を提出する場合には、その変更の理由及び内容)</u> 第3項を次のように改め、同項を第4項とする。</p> <p><u>④ 第2項の通知には、電子提供措置をとっている旨、第1項第1号及び第2号並びに森林組合法施行規則第79条の3に掲げる事項を記載することとし、併せて、組合員に対し、次に掲げる事項を記載した議決権行使書面を交付しなければならない。</u></p>	<p>る事項のほか、定款の変更に関する議案を提出する場合には、その変更の理由及び内容)</p> <p>また、第3項を次のように改める。</p> <p>③ (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(注)</p> <p>(略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 <u>総会参考書類に記載すべき事項 (森林組合法施行規則第78条等に定める事項のほか、定款の変更に関する議案を提出する場合には、その変更の理由及び内容)</u> また、第3項を次のように改める。</p> <p>③ (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(注)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	現 行
<p><u>1 各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。）を記載する欄</u></p> <p><u>2 一人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける、当該組合員の議決権の行使の取扱に関する事項</u></p> <p><u>3 議決権の行使の期限</u> 第2項の次に次の1項を加える。</p> <p><u>③ 組合は、総会の招集に際し、総会参考書類の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 第4項の次に次の1項を加える。</p> <p><u>⑤ 組合は、総会の日の2週間前までに組合員から森林組合法第60条の3の2で準用する会社法第325条の3第1項各号に掲げる事項（以下「電子提供措置事項」という。）を記載した書面の交付請求があつたときは、これらの書類を当該組合員に交付しなければならない。</u></p> <p><u>（1）組合員から書面交付請求のあつた電子提供措置事項のうち農林水産省令で定めるものの全部又は一部について交付書面に記載しない場合は、第5項の次に次の1項を加える。</u></p> <p><u>⑥ 組合は、電子提供措置事項のうち森林組合法施行規則第79条の4で定めるものについては、前項の規定により交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>（1の2）議決権行使書面の内容である情報について電子提供措置をとる場合は、第3項中「総会参考書類」の後に「、議決権行使書面」を加え、第4項を次のように改める。</u></p> <p><u>④ 第2項の通知には、電子提供措置をとっている旨、第1項第1号及び第2号並びに森林組合法施行規則第79条の3に掲げる事項を記載することとし、併せて、組合員に対し、議決権行使書面に</u></p>	

改 正 後	現 行
<p><u>記載すべき事項として次に掲げる事項を記録した情報を提供しなければならない。</u></p> <p><u>1 各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。）を記載する欄</u></p> <p><u>2 一人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける、当該組合員の議決権の行使の取扱いに関する事項</u></p> <p><u>3 議決権の行使の期限</u></p> <p>（総会の決議事項） 第41条（略） 1～12（略）</p> <p>② 前項第11号の株式の取得、出資又は出えんについては、この組合の事業運営に及ぼす影響が軽微なものと認められるものは前項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。</p> <p>（組合員の議決権） 第46条（略） 「備考」 （1）（略） （2）（略） （書面による議決権の行使） 第46条の2（略） ②（略） ③ 第1項の規定によって書面による議決権を行使しようとする組合員は、あらかじめ通知のあった事項について、議決権行使書面にそれぞれ賛否を記入し、所定の欄に署名の上、総会</p>	<p>（総会の決議事項） 第41条（略） 1～12（略）</p> <p>② 前項第10号の株式の取得、出資又は出えんについては、この組合の事業運営に及ぼす影響が軽微なものと認められるものは前項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。</p> <p>（組合員の議決権） 第46条（略） 「備考」 （1）（略） （2）（略） （書面による議決権の行使） 第46条の2（略） ②（略） ③ 第1項の規定によって書面による議決権を行使しようとする組合員は、あらかじめ通知のあった事項について、議決権行使書面にそれぞれ賛否を記入し、所定の欄に署名の上、総会</p>

改 正 後	現 行
<p>の日の前日の業務時間の終了時（総会を招集する場合に定める事項として、<u>理事会</u>が特定の時（総会の日より前であって、総会の招集の通知を発したときから10日を経過した日以後の時に限る。）を定めた場合は、その特定の時）までに組合に提出しなければならない。</p> <p>④～⑦（略）</p> <p>（注）</p> <p>（略）</p> <p>④（略）</p> <p>⑤ 前項の規定による電磁的方法による議決権の行使は、議決権行使書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を総会の日の前日の業務時間の終了時（総会を招集する場合に定める事項として、<u>理事会</u>が特定の時（総会の日より前であって、総会の招集の通知を発したときから10日を経過した日以後の時に限る。）を定めた場合は、その特定の時）までに組合に提供して行わなければならない。</p> <p>⑥～⑩（略）</p> <p>〔参考〕</p> <p>（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>（電磁的方法による議決権の行使）</p> <p>第46条の2（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 第1項の規定によって電磁的方法による議決権を行使しようとする組合員は、あらかじめ通知のあった事項について、議決権行使書面に記載すべき事項を、総会の日の前日の業務時間の終了時（総会を招集する場合に定める事項として、<u>理事会</u>が特定の時（総会の日より前であって、総会の招集の通知を発したと</p>	<p>の日の前日の業務時間の終了時（総会を招集する場合に定める事項として、<u>理事</u>が特定の時（総会の日より前であって、総会の招集の通知を発したときから10日を経過した日以後の時に限る。）を定めた場合は、その特定の時）までに組合に提出しなければならない。</p> <p>④～⑦（略）</p> <p>（注）</p> <p>（略）</p> <p>④（略）</p> <p>⑤ 前項の規定による電磁的方法による議決権の行使は、議決権行使書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を総会の日の前日の業務時間の終了時（総会を招集する場合に定める事項として、<u>理事</u>が特定の時（総会の日より前であって、総会の招集の通知を発したときから10日を経過した日以後の時に限る。）を定めた場合は、その特定の時）までに組合に提供して行わなければならない。</p> <p>⑥～⑩（略）</p> <p>〔参考〕</p> <p>（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>（電磁的方法による議決権の行使）</p> <p>第46条の2（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 第1項の規定によって電磁的方法による議決権を行使しようとする組合員は、あらかじめ通知のあった事項について、議決権行使書面に記載すべき事項を、総会の日の前日の業務時間の終了時（総会を招集する場合に定める事項として、<u>理事</u>が特定の時（総会の日より前であって、総会の招集の通知を発したと</p>

改 正 後	現 行
<p>ときから10日を経過した日以後の時に限る。)を定めた場合は、その特定の時)までに電磁的方法により組合に提供して行わなければならない。</p> <p>④～⑧ (略)</p> <p>[参考]</p> <p>(略)</p>	<p>きから10日を経過した日以後の時に限る。)を定めた場合は、その特定の時)までに電磁的方法により組合に提供して行わなければならない。</p> <p>④～⑧ (略)</p> <p>[参考]</p> <p>(略)</p>

改 正 後	現 行
<p data-bbox="383 236 958 264">附属書 生産森林組合役員選挙規程例の特例</p> <p data-bbox="203 317 1120 387">第6条を削り、第7条の見出しを「<u>(選挙録等の保存)</u>」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。</p> <p data-bbox="248 399 448 427">(立候補の届出)</p> <p data-bbox="203 438 1120 590">第7条 この組合は、選挙期日の20日前の日から選挙期日を<u>組合員</u>に通知する日の前日までの間の5日間を立候補の届出をすべき期間として定め、これを当該期間の開始の日の前日までに公告するとともに、組合員に到達するよう通知するものとする。</p> <p data-bbox="203 601 360 630">②～⑨ (略)</p> <p data-bbox="248 641 333 670">「備考」</p> <p data-bbox="262 681 517 710">(1)・(2) (略)</p> <p data-bbox="203 762 1120 874">第10条第1項中「否か」の次に「及び書面による選挙権の行使を行っていないか」を加え、同条第5項中「第3条」を「<u>第3条第1項</u>」に改め、「公告」を「<u>通知</u>」に改める。</p>	<p data-bbox="1328 236 1904 264">附属書 生産森林組合役員選挙規程例の特例</p> <p data-bbox="1149 317 2065 387">第7条の見出しを「<u>(選挙録等の保存)</u>」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。</p> <p data-bbox="1193 399 1393 427">(立候補の届出)</p> <p data-bbox="1149 438 2065 590">第7条 この組合は、選挙期日の20日前の日から選挙期日を<u>正組合員</u>に通知する日の前日までの間の5日間を立候補の届出をすべき期間として定め、これを当該期間の開始の日の前日までに公告するとともに、組合員に到達するよう通知するものとする。</p> <p data-bbox="1149 601 1305 630">②～⑨ (略)</p> <p data-bbox="1193 641 1279 670">「備考」</p> <p data-bbox="1207 681 1462 710">(1)・(2) (略)</p> <p data-bbox="1149 762 2065 874">第10条第1項中「否か」の次に「及び書面による選挙権の行使を行っていないか」を加え、同条第5項中「第3条」を「<u>第3条1項</u>」に改め、「公告」を「<u>通知</u>」に改め、<u>同項を第4項とする</u>。</p>

改 正 後	現 行
<p data-bbox="436 236 907 268">附属書 生産森林組合役員選任規程例</p> <p data-bbox="219 316 392 347">(被選任権者)</p> <p data-bbox="203 357 1086 389">第1条 次の各号に掲げる者は、<u>役員</u>の候補者となることができない。</p> <p data-bbox="235 399 392 430">1～4 (略)</p>	<p data-bbox="1377 236 1848 268">附属書 生産森林組合役員選任規程例</p> <p data-bbox="1173 316 1346 347">(被選挙権者)</p> <p data-bbox="1158 357 1749 389">第1条 次に掲げる者は、<u>被選挙権</u>を有しない。</p> <p data-bbox="1189 399 1346 430">1～4 (略)</p>